

令和5年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年（行コ）第305号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和3年（行ウ）第323号）

口頭弁論終結日 令和5年2月13日

判決

控訴人 X株式会社

被控訴人 国

処分行政庁 中央労働委員会

被控訴人補助参加人 Z組合

（以下「補助参加人」という。）

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会が再審査申立人控訴人と再審査被申立人補助参加人との間の中労委令和元年（不再）第32号事件について、令和3年6月2日付けでした命令を取り消す。

第2 事案の概要（以下、略称は、本判決で新たに定めるもののほかは、原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、控訴人の一部の従業員が加入する労働組合である補助参加人において、一定の残業を拒否する残業拒否闘争（本件拒否闘争）を開始したことに對し、控訴人が残業となる可能性のある業務を命じない措置（本件措置）を採ったことが労働組合法（労組法）7条1号及び3号所定の不当労働行為に当たるとして、東京都労働委員会（都労委）に対して救済を申し立てたと

ころ、都労委が救済命令（初審命令）を発したため、控訴人が中央労働委員会（中労委）に再審査を申し立てたのに対し、中労委がこれを棄却する命令（本件命令）を発したことについて、本件拒否闘争は自らの要求事項を自力執行の形で実現する目的で行われる違法な争議行為（要求実現型ストライキ）であり、本件命令には、事実認定及び法的評価を誤った違法があると主張して、被控訴人を相手方として、本件命令の取消しを求める事案である（なお、補助参加人が、被控訴人を補助するため、本件訴訟に参加している。）。

2 原審は、本件命令の判断は正当であり、本件命令が定めた救済方法も相当であるとして、控訴人の請求を棄却する旨の判決をしたところ、控訴人が、これを不服として本件控訴を提起した。

3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁22行目の「組合員9名は（以下「別件原告ら」という。）を「組合員9名（被控訴人の「集配職」のドライバーであるか、「集配職」であった者。以下「別件原告ら」という。）は」と改める。

(2) 原判決8頁21行目の「本件拒否闘争の通知書」を「本件拒否闘争に係る平成29年9月29日付け通知書」と改める。

(3) 原判決11頁10行目の「終期を」を「終期が」と改める。

(4) 原判決11頁24行目の「広島支部」を「広島分会」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり補正し、後記2で控訴理由に対する判断を示すほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決17頁26行目の「日付」を「同日付け」と改める。

- (2) 原判決 20 頁 20 行目の「B 広島支店支店長」を「広島支店の B 支店長」と改める。
- (3) 原判決 21 頁 2 行目及び同頁 8 行目の各「10 月 2 日」をいずれも「同年 10 月 2 日」と改める。
- (4) 原判決 21 頁 13 行目の「組合員」を「広島分会の組合員」と改める。
- (5) 原判決 22 頁 4 行目、26 頁 11 行目、同頁 16 行目及び同頁 25 行目の「広島支部」をいずれも「広島分会」と改める。
- (6) 原判決 27 頁 8 行目の「支払うことなど要求」を「支払うことなどを要求」と改める。
- (7) 原判決 29 頁 8 行目冒頭から同頁 13 行目末尾までを削除する。
- (8) 原判決 30 頁 21 行目及び同頁 24 行目の各「東京支部」をいずれも「東京分会」と改める

2 控訴理由に対する判断

- (1) 控訴人は、本件拒否闘争は、賃金の増額につながりにくい残業の回避を目的とするものであって、本件賃金体系の改定による時間外手当の増額は少なくとも主たる目的ではないと主張する。

しかし、補助参加人は、広島分会の結成後、一貫して本件賃金体系の改定を求めていたことや、控訴人に対し、本件拒否闘争が開始される前にされた団体交渉において集荷残業に係る残業代の支払要求をしたところ、当該要求は本件賃金体系が是正されることを前提とするものであったことなど、引用に係る原判決が説示するところによれば、本件拒否闘争は、本件賃金体系の改定による時間外手当の増額を目的とするものであったと認めるのが相当である。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (2) 控訴人は、仮に、本件拒否闘争の目的が本件賃金体系の改定による時間外手当の増額にあったとしても、本件拒否闘争は、要求実現型ストライキに該

当するものであり、少なくともその要素を多分に含むものであるから、争議行為としての正当性が認められないと主張する。

しかし、引用に係る原判決が説示するとおり、補助参加人の要求事項は、本件賃金体系の改定による時間外手当の増額であり、争議行為の内容は、一定の残業を拒否する残業拒否闘争であるから、本件拒否闘争をもって、要求を自力執行の形で実現することを目的として行われる争議行為ということとはできない。

したがって、要求実現型ストライキの適法性を論ずるまでもなく、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) 控訴人は、本件拒否闘争は、単純な残業の拒否ではなく、補助参加人が控訴人に代わって選択的に残業指示権を行使するに等しいものであり、団体交渉によることなく自らの目的を達成しようとするものであって、争議権を濫用するものとして違法であると主張する。

しかし、控訴人の上記主張は、要するに、本件拒否闘争が一定の残業を拒否するという形をとっているところ、その態様が不当であることをいうものと解されるが、引用に係る原判決が説示するとおり、控訴人は、本件拒否闘争の対象を把握することは容易であったと認められるのであるから、本件拒否闘争のような残業の一部拒否をもって、争議権の濫用に当たるといえることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することはできない。

- (4) その他、控訴人は種々主張するが、前記認定、判断を左右するものとはいえない。

第4 結語

以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部